

阿賀野市条例第4号

阿賀野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

阿賀野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年阿賀野市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「研修を修了したもの」の次に「(放課後児童健全育成事業者に採用された日から2年を経過した日の属する年度の末日までに研修を修了することを予定している者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。